

医療安全対策の指針

藤本病院では、「ありがとう おかげさま 嬉しい縁を 医療でつなぐ」という基本理念の下、安全で質の高い医療を提供するため、全職員が医療の質の向上に取り組み、患者さんが安心して医療を受けることができる環境を整えるため、以下の通り「医療安全対策の指針」を定めます。

1 安全対策に関する基本方針

「患者さんの安全確保と医療事故を未然に防止する」という明確な姿勢の下、安全管理体制の整備を継続的に行います。

2 医療安全対策委員会の設置と、継続的な活動の実施

院内に病院長、医局医師、看護部、診療技術部、事務部等、各領域の職員により構成する医療安全対策委員会を設置し、月に一度開催(必要に応じて臨時開催)します。当委員会は、危険な事象等を総合的に検討、分析し、医療安全対策の立案、啓発・教育等を組織の中心となって行います。

3 インシデントレポートの運営(事故やヒヤリハットの報告制度)

医療現場での事故や、事故には至らなかったが「ヒヤリ」としたり、「ハッ」としたりした事象について、それに直面した担当者が「インシデントレポート」を作成、報告し、医療安全対策委員会で起こった状況や原因を分析し、対策をとり、再発を防止します。

4 職員を対象とした医療安全対策研修の実施

職員の医療安全に対する知識と、意識の向上を図ることを目的に、医療安全対策研修を毎年度2回実施します。

5 医療安全対策マニュアルの整備と配備

医療安全対策委員会は、「医療安全対策マニュアル」を編集・制作し、各部署に配備します。また、必要に応じ、随時、改訂を行い、職員への教育・訓練に反映します。

6 医療事故発生時の対応

医療事故が発生したときは、迅速かつ適切な処置を行うとともに、情報の収集・整理とともに、ご家族への速やかな連絡と説明を行います。

7 患者さんとの情報共有の推進

医療安全は職員だけで成し遂げられるものではなく、患者さんの協力があって、はじめて成し遂げられるものです。当院は患者さんとの情報共有に努めます。

8 患者さんからの相談への対応

医療安全に関係する患者さんからの苦情や相談に対応する「患者さん相談窓口」を設置し、相談内容から問題点や課題を明らかにし、改善を図ります。

【医療安全対策相談窓口】 事務部 部長 東 洋祐 / 電話 072-824-1212(代)

9 安全管理の徹底

安全管理を組織全体で徹底するため、この指針をはじめ、医療安全対策マニュアルを、状況に合わせて改訂し、職員への周知・徹底を図ります。

2015年4月1日制定
2022年10月1日改訂
2024年6月1日改訂

藤本病院 病院長

医療法人 一祐会

藤本病院